

基幹統計調査の承認の状況

(令和3年3月1日～令和3年3月31日分)

令和3年4月22日
政策統括官(統計基準担当)

統計調査の名称	実施者	主な承認事項	承認年月日
学校基本調査	文部科学大臣	<p>令和3年度調査について、以下のとおり、調査計画を変更</p> <p>① 調査事項の変更 学校調査票(中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校)及び学校通信教育調査票(高等学校)における「本務者のうち休職等教員数」を把握する調査事項について、休職等理由区分に「介護休業」を追加するとともに、休職等職員数を男女別に把握</p> <p>(注) 今回の変更は、「諮問第66号の答申 学校基本調査の変更及び学校基本調査の指定の変更について」(平成26年7月14日付け府統委第63号)及び「公的統計の整備に関する基本的な計画」(令和2年6月2日閣議決定)において課題とされている事項の一つに対応するものである。</p> <p>② 調査票の提出期限の変更 新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、令和3年度調査における「学校調査」及び「卒業後の状況調査」に係る報告義務者から文部科学省への提出期限を、5月31日から6月30日に1か月繰下げ</p> <p>③ 公表方法の変更 例年、調査結果の一部を調査年度の8月に「学校基本統計速報(学校基本調査の結果速報)」として印刷物及びインターネットにより公表しているところ、令和3年度調査については、インターネットのみで公表するよう変更</p>	R3.3.24

毎月勤労統計調査	厚生労働大臣	令和3年以降の特別調査について、 以下のとおり、調査計画を変更 ○ 調査方法の変更 災害等の発生により、調査員調査のみでは調査実施が困難となる場合を想定して、郵送による調査票の配布・回収及びオンラインによる回収を可能とする変更	R3.3.25
----------	--------	--	---------

(注) 本表は、基幹統計調査に係る申請のうち、統計法第9条第4項ただし書に規定する「軽微な事項」に該当するものとして、統計委員会の意見を聴かなかったものを整理している。